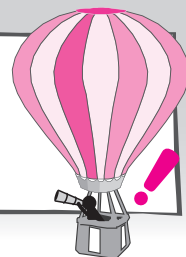


速報!

判例ナビ

☆今月の事例☆

地方公共団体と金融機関との間で締結された 損失補償契約に基づく債務の支払の差止めを認めた事例 (東京高判平22.8.30)



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今井裕貴

1st Step 事案の概要

A社は、B村（後の合併によりY市）やC社、Z1農協等が共同出資して設立された、いわゆる第三セクターに当たる株式会社である。Y市は、A社に対して融資をしたZ1農協、Z2銀行およびZ3銀行との間で、融資に関し生じる損失を一定額の限度で補償する旨の損失補償契約（以下、「本件各損失補償契約」）を締結した。

ところで、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下、「本法」）3条は、「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない」と規定する。Y市の住民であるXは、本件各損失補償契約は、本法3条で制限されている保証契約と同視すべきものであり違法無効であると主張し、Y市に対し、本件各損失補償契約に基づく一切の債務の支払の差止め等を求めて訴えを提起した。しかし、原審（長野地判平21.8.7）はこの請求に係るXの訴えを棄却したので、Xが控訴した。

2nd Step 判旨

東京高裁は、①国庫負担の累積を防止するために不確定な債務を制限するとともに、企業の自主的活動を促すという本法の立法趣旨からすると、本法3条は地方公共団体等の財政の健全化のため、地方公共団体等が会社その他の法人の債務を保証して不確定な債務を負うことを防止した規定であるといえること、②損失補償契約は主債務との間の付従性や補充性の有無等の点で保証契約と差異があるものの、保証契約と同様の機能を果たすことが多く、かえって付従性や補充性がないばかりか当然には求償や代位ができない点で保証契約より責任が過重になることから、損失補償契約の内容が、主債務者に対する執行不能等、現実に回収が望めないことを要件とすることなく、一定期間の履行遅滞が発生したときには損失が発生したとして責任を負うという内容の場合には、同条が類推適用され、その規制が及ぶと解

するのが相当であり、③同条の趣旨を没却しない特段の事情が認められない限り当該損失補償契約は無効となる旨判示した。

3rd Step 実務の視点

従来、損失補償契約は本法3条の制限を受けないとするのが行政見解であり、またほとんどの裁判例も同様に判断していた。この解釈を前提に、実務上、第三セクター等に対する融資に関し、地方公共団体と金融機関の間で多くの損失補償契約が締結されてきた。しかし、本判決は、同条の類推適用により原則として損失補償契約を無効としており、実務に強い影響を与えると考えられる。

本判決は、本法3条の趣旨から、損失補償契約が「現実に回収が望めないこと」を要件とせず、保証契約と同様の機能を果たす場合には同条を類推適用すべきとし、契約内容が損失の最終的な確定を要件としないことを問題視する。しかし、損失の最終的な確定は必ずしも容易ではなく、また損失確定が遅れることによる遅延損害金の増加等の問題もあり、「現実に回収が望めないこと」を要件とするには困難が伴うと考えられる。また、一見別の要件にみえる「財政援助制限法3条の趣旨を没却しない特段の事情」が認められることという例外も、結局、保証契約と同様の機能を有するかが重視され、その内容には不明確さが残る。そもそも、損失補償契約を締結する金融機関等としては、まさに保証契約と同様の機能を期待している面があることに鑑みると、本判決を前提にするならば、従来の損失補償付貸付の実務の継続の道を探るのは限界があろう。実務の安定化の観点からは、同契約の有効性を前提に融資を行ってきた金融機関や第三セクターの資金調達への影響も踏まえ、一刻も早い最高裁、行政または立法による基準の明確化が望まれる。損失補償契約を有効とすべく現状取りうる手段としては、前例も見当たらず確実性は低いが、本法3条但書の「総務大臣の指定」の活用しか残されていないと思われる。